

○大和郡山市入札監視委員会の組織及び運営に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、市発注建設工事等の入札及び契約の手続き等の透明性を確保し公正な競争を促進するため設置された大和郡山市入札監視委員会(以下「委員会」という。)について、大和郡山市附属機関設置条例(平成 26 年 9 月大和郡山市条例第 10 号)第 2 条の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱における用語の意義は、大和郡山市建設工事執行規則(昭和 43 年 8 月大和郡山市規則第 12 号。以下「規則」という。)及び大和郡山市建設工事等競争入札実施要綱の例による。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市発注建設工事等に伴う入札及び契約に関する事務並びに市が取得した談合情報に対する市の対策等について報告を受け、その適否について審議を行うこと。
- (2) 市発注建設工事等のうち、委員会が無作為に抽出した事例に関して、入札参加資格の選定、指名競争入札に係る指名業者の選定、随意契約に係る契約業者の選定等の事務の適否について、審議を行うこと。
- (3) 大和郡山市建設工事等苦情処理手続要領に規定する再苦情の審議を行うこと。
- (4) 競争入札、契約事務等に伴い市が受けた不当な要求や圧力に関して、市長の依頼に応じて事実関係の調査及び審議を行うこと。
- (5) その他市長が必要と認めた事項について、審議を行うこと。

(委員会の組織及び委員)

第 3 条 委員会の委員は、競争入札及び契約事務の執行状況等に係る審議その他の事務について、公正中立の立場において客観的かつ適正に行うことができる学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 3 人で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業については、公表するものとする。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 8 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 9 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委

員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、会議の開催場所、日程及び議事をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、年3回開催する。

5 第2条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、必要に応じ開催する。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 緊急やむを得ない事情等により、前各項の会議が開催できない場合は、同項の規定にかかわらず、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

8 会議は、非公開とする。

9 会議の会議録は、会議の概要を記した要点記録とし、市長が別に定める方法により、閲覧に供するものとする。

(抽出の委任)

第5条 委員会は、第2条第2号に定める建設工事等の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた委員は、定例会議において、抽出結果について報告するものとする。

(意見の申述又は勧告)

第6条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、改善すべき点又は不適切な点があると認めたときは、市長に対して意見を述べ、又は、勧告することができる。

2 委員会は、前項の意見の申述又は勧告を行った場合は、その内容を公表するものとする。
ただし、大和郡山市情報公開条例(平成9年12月大和郡山市条例第24号)第6条第1項各号に該当する情報が含まれるものは、この限りでない。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第3号の規定により、再苦情の申立があったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、その結果を市長に報告しなければならない。

3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね 60 日以内に行うものとする。

(委員の除斥)

第 8 条 委員は、第 2 条第 2 号又は第 3 号の事務に関しては、自己、配偶者又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事については審議に加わることはできない。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、都市建設部入札検査課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される会議は、第 4 条第 1 項の本文の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。